

## 弘前城天守曳戻し工事・ 保存修理工事に伴う天守長期休館

市では、重要文化財である弘前城天守の曳戻し工事と耐震補強を含む保存修理工事を予定しており、以下の期間で長期休館します。

**休館期間** 令和7年11月24日から数年間

天守は、毎年4月1日から11月23日まで一般公開され、同月24日から翌年3月31日までは冬季閉鎖しています。令和8年7月以降に天守を本丸南東隅の天守台に曳戻す予定ですが、そのための工事が今年の冬季閉鎖以降から始まります。また、曳戻し後は約70年ぶりとなる天守の保存修理工事に入るため、次の天守の内部公開は令和15年度を想定しています。

工事内容やスケジュール等については、今後、広報ひろさきや市ホームページに掲載します。また、岩木山とセットで眺めることができる本丸展望デッキも11月24日以降撤去しますので、ぜひ長期休館前にご覧ください。

**問**公園緑地課 (☎ 33-8739)



## 市長車座ミーティング実施団体の募集

市長と市政に関して直接意見交換を行う団体を募集します。

**時**午前10時～午後8時30分のうち、60分間

**所**申込団体が指定する市内の会議室など

**対**市内に在住・在勤または在学している、おおむね5人以上15人以下の参加が見込まれる団体  
※営利目的、宗教・思想・政治活動等の目的で開催しようとする団体を除く。

**申**開催希望申込書を記入の上、窓口、郵送、ファクス、Eメール／開催希望月の前月10日まで（閉庁日の場合は直前の開庁日まで）

※審査後に、決定または非決定の通知書を送付します。

**注意事項** 同一月に申込団体が複数の場合は、抽選で決定します／会場の予約・準備は申込団体が行ってください／会場使用料、食事代（市側出席者を除く）等は申込団体で負担してください／要望や苦情を引き受けける場ではありませんので、ご配慮をお願いします／開催時には、各報道機関の取材を受けることがあります／開催結果は、写真を添えて市ホームページで概要を公表します。

**問**広聴広報課（市役所2階、〒036-8551、上白銀町1の1、☎ 35-1194、F 35-0080、E kochokoho@city.hirosaki.lg.jp）



## 「健康都市弘前」推進企業 新たに10社を認定

「健康都市弘前」推進企業とは、「健康都市弘前」の実現に向け、従業員の働き方の見直しや職場での健康づくりなどに積極的に取り組み、市の認定を受けた企業のことです。認定を受けた企業は、広報ひろさきや市ホームページなどで随時紹介していきます。

### 認定の種類および認定部門

**基本認定**…休暇制度の充実、生活・余暇支援、多様な人材の活用、健康、仕事・家庭の両立支援

**部門別認定**…健康増進、子育て支援、女性活躍推進、移住応援

※基本認定を受けた企業は、部門別認定の申請ができます。

**申**隨時受け付けとし、認定時期は年4回を予定（令和7年度は、残り2回を12月と令和8年3月に予定）。

**新規認定企業一覧 認定日9月1日**

【サービス業】	..... (株)大成コンサル (株)めいどいんひろさき
【医療】	..... (一財)愛成会
【測量業】	..... 北村技術(株)
【建設業】	..... (株)長谷川建設 (株)弘都電気 (株)永澤興業 嶋津電気(株) (株)弘前水道 和電工業(株)

**問**商工労政課雇用支援係 (☎ 35-1135)



## 弘前市賃上げ応援奨励金

従業員の賃上げに取り組む中小企業者等を応援するため、奨励金を交付します。

**対**市内に本社または本店を有する中小企業者等（特定非営利活動法人、公益法人等、協同組合等を含む）／代表者が市内に住所を有し、かつ事業所を市内に有する個人事業主

**内**令和7年4月1日から令和8年2月28日までに、月給や時給などをベースアップで2.5%以上引き上げ、賃上げ後の賃金を支払った場合に、対象従業員1人につき5万円（1事業者あたり上限100万円）を交付します。

### ごみの持ち去りに罰則が適用されます

市では、11月1日(土)から、家庭から出るごみを特定の人以外が持ち去る行為を禁止します。持ち去り行為を繰り返す人には、最大で20万円の罰金が適用されますので、絶対に行わないでください。

また、ごみの持ち去りを発見した際は、持ち去りを行った人の特徴や自動車のナンバー、行為のあった日時などをお知らせください。直接注意するとトラブルになる可能性がありますので、必ず市にご連絡ください。ごみ集積所に持ち去り行為を禁ずる旨を掲示する簡易的な看板を差し上げますので、必要な場合は環境課にお問い合わせください。

**問**環境課廃棄物対策係 (☎ 35-1130)

### 不動産所得税のお知らせ

不動産取得税は、土地や家屋を取得した際、取得者に一度だけ課税される県の税金です。不動産の取得後、納税通知書が送付されますので、指定された納期限までに納付してください。一定の要件にあてはまる場合、不動産取得税が軽減となる制度があります。詳細は、県ホームページで確認するか、お問い合わせください。

**問**中南県税事務所課税第二課 (☎ 32-1131、内線329)



### 今月の納税

市・県民税・森林環境税 第3期	第5期
国民健康保険料	
介護保険料	第5期
後期高齢者医療保険料	第5期

納期限  
**12/1(月)** 納税には便利な  
口座振替をぜひ  
ご利用ください。

**申**市ホームページ内の弘前市電子申請・届出システム／11月4日(火)の午前10時エントリー開始

**注意事項** 賃上げ後の賃金を支払った事業者のみがエントリーできます／エントリーは先着順で受け付けし、予算額に達するまでの事業者が交付申請の対象となります／他にも要件がありますので、奨励金制度の詳細はホームページでご確認ください。

**問**弘前市賃上げ応援奨励金事務局 (☎ 30-9170)



### 令和7年度 弘前市二十歳の祭典の案内発送

11月1日時点で弘前市に住民登録のある対象者に、11月上旬に案内はがきを送付します。弘前市に住民登録をしていない対象者には送付されませんが、案内はがきをお持ちでない場合でも、当日会場にお越しいただければ参加できます。また、病気やけが等の特別な事情を除き、対象者以外（家族）は会場へ入場できません。車いすが必要な人や付添人がいる場合は事前にお知らせください。なお、開催方法等に変更が生じた場合は、市ホームページなどでお知らせします。

**時**令和8年1月11日(日)、午前11時から  
**所**市民会館（下白銀町）

**内**二十歳の宣誓、アトラクションなど

**対**平成17年4月2日～平成18年4月1日生まれの市内在住者や市内の学校に在籍した人など

**問**生涯学習課 (☎ 82-1641)



### 星と森のロマントピア 一時休館のお知らせ

星と森のロマントピアは、11月1日(土)から全館を一時休業し、今後のあり方について協議を継続して行うこととなりました。

詳細は決まり次第、お知らせします。

**問**星と森のロマントピア (☎ 84-2288)

**問**収納課（市役所2階、☎ 40-7032、☎ 40-7033）

### 夜間・休日納税相談

平日の日中に納税相談ができない人のために、夜間・休日に納税相談日を設けています。

**夜間納税相談** 11月17日(月)～21日(金)の午後5時～7時30分  
**休日納税相談** 11月23日(日)祝の午前9時～午後4時

納期限までに納付できない事情がある人は、未納のままにせず、ご連絡ください。  
夜間・休日納税相談では、電話相談や、市税・国民健康保険料などの納付もできます。  
※特別な理由がなく納付や連絡がない場合は、滞納処分を執行することがあります。